

## 品川区ストーカー行為等の被害者等の避難に係る宿泊費用助成要綱

制定 令和8年3月31日 区長決定 要綱第73号

### (目的)

第1条 ストーカー行為、配偶者等からの暴力または虐待（以下「ストーカー行為等」という。）の被害を受けた者（以下「被害者」という。）が、当該ストーカー行為等から避難するために一時的に宿泊施設に宿泊するにあたり、宿泊に要する費用の全部または一部を助成することにより、被害者の経済的負担を軽減し、もって日常生活における心身の安全を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ストーカー行為 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定する行為その他これに準じる行為として区長が認めるものをいう。
- (2) 配偶者等からの暴力 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する行為その他親密な関係にある者から行われるこれに準じる行為として区長が認めるものをいう。
- (3) 虐待 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第4項および障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第6項に規定する行為をいう。

### (助成対象者)

第3条 本事業における助成対象者は、品川区の住民基本台帳に登録された者のうち、ストーカー行為等の被害者であって、当該ストーカー行為等を所管する行政機関またはその他の関係機関の有する施設もしくは親族または知人宅に避難することが困難であると認められるものとする。

- 2 前項のほか、被害の拡大を防止するために必要と認められるときは、被害者およびその親族、同居人その他の者（以下「被害者等」という）を助成の対象とすることができる。

### (助成対象経費)

第4条 本事業における助成対象経費は、21日を上限として、ストーカー行為等から一時的に避難する被害者等が、宿泊施設の宿泊に要する経費（以下「宿泊費」という。）とする。ただし、飲食に要する費用等、宿泊費以外の経費は対象外とする。

- 2 区長が必要と認めるときは、前項に規定する上限日数を超えた日数に係る宿泊費を対象経費とすることができる。

### (助成額)

第5条 本事業における助成額は、1人あたり1泊につき10,000円を上限とした実費とし、予算の範囲内において交付する。

2 この要綱に基づく助成を受けようとする者が、他の同様の助成金等の交付を受けている場合は、当該助成金等の交付額を控除した額を助成額とする。

(助成の要件)

第6条 本事業における助成を受けようとする被害者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものでなければならない。

(1) 被害者が事前にストーカー行為等を所管する行政機関に相談し、当該行政機関において受理されていること。

(2) ストーカー行為等に起因し、当該ストーカー行為等の被害者を自宅に居住させることが、被害者の心身の安全に有害な影響を及ぼすと認められること。

(3) ストーカー行為等を所管する行政機関またはその他の関係機関が有する施設への入所が困難であること。

(4) 被害者の親族または知人等の自宅等へ避難することが困難であること。

(助成金の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする被害者（以下「申請者」という。）は、予め相談しているストーカー行為等を所管する行政機関に対し、避難の必要性および適切な宿泊施設の選定について意見を聞いたうえで、区長が必要と認める書類を付して品川区ストーカー行為等の被害者等の避難に係る宿泊費用助成申請書（第1号様式、以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 申請者から申請書を受け取ったストーカー行為等を所管する行政機関の長は、申請内容に対して意見を付して速やかに区長へ提出するものとする。

(交付決定)

第8条 申請書を受理した区長は、速やかにその内容を審査し、品川区ストーカー行為等の被害者等の避難に係る宿泊費用助成金決定（不交付）通知書（第2号様式、以下「決定（不交付）通知」という。）により、決定の可否について申請者に通知しなければならない。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付を決定するときは、必要な条件を付することができる。

(助成額の変更)

第9条 助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者は」という。）は、助成金の交付決定後に、宿泊日数の変更等の事情が生じたときは、区長に対し、区長が必要と認める書類を付して品川区ストーカー行為等の被害者等の避難に係る宿泊費用助成金変更申請書（第3号様式、以下「変更申請書」という。）を提出しなければならない。

2 区長は、前項に規定する変更申請書を受け取ったときは、速やかにその内容を審査し、品川区ストーカー行為等の被害者等の避難に係る宿泊費用助成金変更決定（不交

付) 通知書(第4号様式)により、決定の可否について申請者に通知しなければならない。

(助成金の請求および交付)

第10条 交付決定者は、交付決定を受けた宿泊施設への宿泊を完了したときは、区長が必要と認める書類を付して品川区ストーカー行為等の被害者等の避難に係る宿泊費用助成金請求書(第5号様式)により助成金の交付を請求しなければならない。

2 宿泊期間が複数の会計年度にわたる場合における助成金の交付の請求は、当該経費の支払が行われた日の属する会計年度において行うものとする。

3 区長は、前項の規定による請求を受けたときは、交付決定者に対し速やかに助成金を交付しなければならない。

(決定の取消し)

第11条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により助成金の交付をうけたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) その他助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令またはこの要綱にもとづく命令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに品川区ストーカー行為等の被害者等の避難に係る宿泊費用助成金取消し通知書(第6号様式)により、交付決定者に対して通知しなければならない。

(助成金の返還)

第12条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、品川区ストーカー行為等の被害者等の避難に係る宿泊費用助成金返還命令通知書(第7号様式)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(個人情報の取扱い)

第13条 区長およびストーカー行為等を所管する行政機関の長は、本要綱に基づく助成に係る申請書類その他の関連資料に含まれる個人情報について、関係法令を遵守し、適正に管理するものとする。

(関係機関との連携)

第14条 区長は、この要綱に基づく助成を適正かつ円滑に実施するため、ストーカー行為等を所管する行政機関およびその他の関係機関と密接な連携を図るものとする。

2 区長は、前項に規定する連携に当たり、ストーカー行為等を所管する行政機関およびその他の関係機関へ必要な協力を求めることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか助成金交付に関し必要な事項は、地域振興部長が

別に定める。

第1号様式（第7条関係）

品川区ストーカー行為等の被害者等の避難に係る宿泊費用助成申請書

年 月 日

品川区長あて

品川区ストーカー行為等の被害者等の避難に係る宿泊費用助成の交付を申請し、交付決定がされた場合においては、当該交付決定額を請求します。

また、本申請の審査に当たり、住民基本台帳の確認および相談機関との情報共有に同意します。

1 申請者

住 所	〒
フリガナ 氏 名	(自署)
連絡先	

2 申請者の状況（要件の該当部分に☑してください）

ストーカー行為等を所管する行政機関に相談し、受理されました。また、その行政機関から宿泊施設の利用が必要と認められました。

ストーカー行為等の被害に起因して、自宅に帰宅し、または居住することが困難です。

自宅外の居住場所（関係行政機関等の施設、親族・知人等）を直ちに確保することが困難です。

被害者に加え、その親族、同居人その他の者の宿泊施設の利用が認められました。

他の助成金交付を受けて（ いる ・ いない ）。（該当している場合は以下に記入）

→ いる場合（助成金交付団体： 、助成金名： ）

3 相談情報 ※申請内容について相談先に確認させていただきます

相談日時	年 月 日
相 談 先	相談先の名称（ ） 担 当 課（ ）

4 宿泊日数・宿泊先・宿泊金額

宿泊日数	日（泊） 【 年 月 日から 年 月 日まで】
宿泊施設	名 称（ ） 所 在 地（ ）
宿泊金額	円

5 利用者氏名等 ※申請者本人含む

氏 名	(続 柄)

計 名

※審査にあたり、必要な資料の提出を求める場合があります。

-----  
【ストーカー行為等を所管する行政機関の意見】

行政機関名 ( )

代表者名 ( )

ストーカー行為等の被害に起因して自宅で過ごすことが困難であるため、申請内容のとおり宿泊施設を利用する必要がある。

<担当者>

所 属 ( )

氏 名 ( )

連 絡 先 ( )

第2号様式（第8条関係）

品川区ストーカー行為等の被害者等の避難に係る宿泊費用助成金決定（不交付）通知書

第 号  
年 月 日

様

品 川 区 長

年 月 日付で申請のありました品川区ストーカー事案等被害宿泊費助成金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 利用者氏名等

氏 名	(続 柄)

2 宿泊年月日

年 月 日から 年 月 日まで（泊）

3 宿泊施設

(1) 名 称 \_\_\_\_\_

(2) 所在地 \_\_\_\_\_

4 助成金額

決定額	金 円
不交付	理由

第3号様式（第9条関係）

品川区ストーカー行為等の被害者等の避難に係る宿泊費用助成変更申請書

年 月 日

品川区長あて

年 月 日付で決定された品川区ストーカー事案等被害宿泊費助成金について、下記のとおり変更がありましたので申請します。

また、本申請の審査に当たり、住民基本台帳の確認および相談機関との情報共有に同意します。

1 申請者

住 所	〒
フリガナ 氏 名	(自署)
連絡先	

2 宿泊日数・宿泊先・宿泊金額 ※変更箇所には☑をしてください

<input type="checkbox"/> 宿泊日数	日 ( 泊) 【 年 月 日から 年 月 日まで】
<input type="checkbox"/> 宿泊施設	名 称 ( ) 所 在 地 ( )
<input type="checkbox"/> 宿泊金額	円

3 利用者氏名等 ※申請者本人含む

氏 名	(続 柄)

計 名

4 添付資料

- ・変更後の宿泊施設の利用内容を確認できる資料  
※上記のほか必要な資料の提出を求める場合があります。

(注意事項)

太枠内は必須。  
変更箇所に記入してください。

-----  
【ストーカー行為等を所管する行政機関の意見】

行政機関名 ( )

代表者名 ( )

申請内容のとおり宿泊施設の利用内容を変更する必要がある。

<担当者>

所 属 ( )

氏 名 ( )

連 絡 先 ( )

第4号様式（第9条関係）

品川区ストーカー行為等の被害者等の避難に係る宿泊費用助成金  
変更決定（不交付）通知書

年 月 日

様

品川区長

年 月 日付で変更申請のありました品川区ストーカー行為等の被害者等の避難に係る宿泊費用助成の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 利用者氏名等

氏 名	(続 柄)

2 宿泊年月日

年 月 日から 年 月 日まで（泊）

3 宿泊施設

(1) 名 称 \_\_\_\_\_

(2) 所在地 \_\_\_\_\_

4 助成金額

決定額	金 円
不交付	理由

第5号様式（第10条関係）

品川区ストーカー行為等の被害者等の避難に係る宿泊費用助成金請求書

年 月 日

品川区長あて

(請求者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

年 月 日付で決定のありました品川区ストーカー行為等の被害者等の避難に係る宿泊費用助成金として、下記の金額を請求します。

記

1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名	金融機関コード				支店コード			
(コードが不明な場合は空欄)		<input type="checkbox"/> 銀行				<input type="checkbox"/> 本店		
		<input type="checkbox"/> 信用金庫				<input type="checkbox"/> 支店		
		<input type="checkbox"/> 信用組合				<input type="checkbox"/> 出張所		
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通	口座番号						
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	(右詰め)						
※申請者ご本人名義の口座を記入してください。	フリガナ							
	口座名義							

3 添付資料

- ・ 宿泊費用の領収書および宿泊日数等の明細書
- ・ 振込先の金融機関名、口座番号、口座名義人が確認できる通帳等の写し  
※上記のほか必要な資料の提出を求める場合があります。

第6号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

品川区長

品川区ストーカー行為等の被害者等の避難に係る宿泊費用  
助成金取消通知書

年 月 日付で通知しました品川区ストーカー等の加害者等に  
係る更生プログラム受講費用助成金の交付決定について、品川区ストーカー行  
為等の被害者等の避難に係る宿泊費用助成要綱第11条第 項の規定に基づき  
下記のとおり取り消したので通知します。

記

1 取消しの範囲

2 取消の理由

3 交付決定取消額 円

第7号様式（第12条関係）

品川区ストーカー行為等の被害者等の避難に係る宿泊費用助成金  
返還命令通知書

第 号  
年 月 日

様

品 川 区 長

年 月 日付で通知しました品川区ストーカー行為等の被害者等の避難に係る宿泊費用助成金の交付決定について、品川区ストーカー行為等の被害者等の避難に係る宿泊費用助成要綱第12条規定に基づき下記のとおり取り消したので通知します。

この取消しに係る部分について、品川区ストーカー行為等の被害者等の避難に係る宿泊費用助成要綱第8条第1項または第9条第1項の規定に基づき既に交付されている補助金の返還を下記のとおり命じます。

記

1 取消しの範囲

2 理由

3 返還する金額 円

4 返還期日 年 月 日まで